

アイヌの交易と慣行

中村 和之（函館工業高等専門学校）

1. アイヌの交易をめぐる二種類の記録

- 1) 沈黙交易
 - ・『日本書紀』から始まり、江戸時代まで断続的に記録が存在
 - ・沈黙交易は本当に行われていたのか？
 - ・行われていたとすれば、それを成り立たせていた条件はなにか？
- 2) 通常の交易
 - ・和人や山丹人との交易 縄や記憶による記録
 - ・道南十二館を中心として規模の拡大
 - ・館主による統制のはじまり 松前藩の商場知行制へつながる

2. 口承（口頭）文芸と慣行

- 1) トパットミ
 - ・ウエペケレにトパットミ（夜襲）の話がある
 - ・東北海道から西北海道を狙うという、一定の方向性が存在する
 - ・1880年代でも、白老では釧路アイヌの来訪を恐れていた
- 2) 口承（口頭）文芸による慣行の保存？

〔史料〕

1. 『日本書紀』齊明天皇6年（青森県史編さん古代部会編『青森県史』資料編古代1，青森県，2001年）。

三月に、阿倍臣 名を闕く を遣わし、船師^{ふないくさ}二百艘を率いて、肅慎国^{みしはせ}を討たしむ。阿倍臣、陸奥の蝦夷^{えみし}を以て、己が船に乗せて、大河の側に到る。是に渡嶋の蝦夷一千余、海の畔^{ほとり}に屯聚し、河に向いて營^{いおり}す。營の中の二人、進みて急に叫びて曰く、「肅慎の船師、多く来りて我等を殺さんとするが故に、願わくば、河を^{わた}済りて仕官えまつらんと欲う」と。阿倍臣、船を遣わして、両箇の蝦夷を喚し至らしめて、賊の隠所と其の船数とを問う。両箇の蝦夷、便ち隠所を指して曰く、「船廿余艘なり」と。即ち使を遣して喚す。而るに来ることを肯ぜず。阿倍臣、乃ち綵帛^{しみのきぬ}・兵・鉄等を海の畔に積みて、貪め嗜ましむ。肅慎、乃ち船師を陳ね、羽を木に繫けて、挙げて旗と為す。棹^{ととの}を齊え近づき来て、浅き処^{とま}に停りぬ。一船の裏より二の老翁を出して、廻り行かしめ、積むところの綵帛等の物を熟視せしむ。便ち単衫^{ひとえきぬ}に換へ著て、各布一端を提げて、船に乗りて還去りぬ。俄くして老翁更た来りて、換衫^{かえきぬ}を脱ぎ置き、并せて提ぐる布を置いて、船に乗りて退りぬ。阿倍臣、数船を遣わして喚さしむ。来ることを肯ぜずして、弊賂弁嶋^{へるべのしま}に復る。食頃ありて和を乞う。遂に聴し肯ぜず 弊賂弁は、度嶋の別なり。己が柵に抛りて戦う。時に、能登臣馬身龍^{まむたつ}、敵の為に殺されぬ。猶、

戦いて倦まざる間に，賊破れて己が妻子を殺す。

2. 熊夢祥『析津志』（北京図書館善本組『析津志輯佚』北京古籍出版社，1983年）。

鼠狼之品

銀鼠〔和林朔北者爲精，産山石罅中，初生赤毛青，經雪則白。愈經年深而雪者愈奇，遼東骨嵬多之。有野人於海上山藪中鋪設以易中國之物，彼此俱不相見，此風俗也。此鼠大小長短不等，腹下微黃。……諸鼠惟銀鼠爲上，尾後尖上黒。〕

銀鼠〔和林と朔北の者を精と爲し、山の石の罅の中に産む。初生には赤毛に青あおみがっているが、雪に経ると則ち白しろくなる。愈も年を経て深も雪しろいものは愈よに奇きとされ、遼東の骨嵬こつがい（のところ）に之が多い。野人が海上の山や藪の中に於いて鋪ふを設け以て中国之物と易する有あり、彼やじんと此とは俱たがいに相あに見わなない、此これが風俗なので也。此の鼠の大ある小こや長だいしやう短ちやうたんは等おなじでは不なく、腹の下が微かすかに黄きいろい。……諸の鼠では惟この銀鼠じやうとうが上さと爲れ、尾の後の尖とがったさき上さが黒い。〕

3. 新井白石『蝦夷志』1720(享保5)年

東海の諸島は、……夷中は総称して「クルミセ」と曰う。夷人の通ずる所は即ち「キイタップ」なり。嘗て聞く其の互市の例は極めて奇なり。毎歳夷人、船貨を装載して以て行し、岸を去ること里計りにして止まる。島人候望して乃ち其の聚落を去り、之れを山上に避く。夷人其の貨を運搬し海口に陳列して去り、而して止まること初の如し。既にして島人方物を負担し絡繹夾会して、各々自ら欲する所の物を易取し、其の余及び厥の産を閣置して去る。夷人又た至って之れを収蔵して還る。若し其の方物過多なれば、即ち或は其の余を留め、或は船貨を置きて去る。方物は皆な獸皮なり、船貨は則ち米塩酒煙及び綿布の屬なりという。

4. 津村涼庵『譚海』巻5「奥州津輕より松前へ渡り并蝦夷風俗の事」（『日本庶民生活史料集成』第8巻，三一書房，1969年）。

……蝦夷人は刃物を作る事をしらず、又たばこも彼地になし、皆此邦より持渡りて交易する也。交易する所より奥へは此邦の人ゆく事ならぬゆゑ、交易のものを持はこびて、其所にならべ置けば、系ぞ人來りて彼の方の産物に取かへもてゆく也。昔は斧・まさかり・庖丁・小刀の類、いくらもなまくら物を持行て交易せしが、今は系ぞ人かしこく成て、刃物をならべ置所へ石を抱き來り、刃物を其石にうちあてて試る、刃こぼれ又はまがりなどすれば、打やりてりて返りみず、刃よきものを系りてかふる事に成たり。

5. ヘロドトス『歴史』巻4，196節（松川千秋訳『歴史』中，岩波書店，1972年）。

カルタゴ人の話には次のようなこともある。「ヘラクレスの柱」以遠の地に、あるリビア人の住む国があり、カルタゴ人はこの国に着いて積荷をおろすと、これを波打際に並べて船に歸り、狼煙のろしをあげる。土地の住民は煙を見ると海岸へきて、商品の代金

として黄金を置き，それから商品の並べてある場所から遠くへさがる。するとカルタゴ人は下船してそれを調べ，黄金の額が商品の価値に釣合うと見れば，黄金を取って立ち去る。釣合わぬ時には，再び乗船して待機していると，住民が寄ってきて黄金を追加し，カルタゴ人が納得するまでこういうことを続ける。双方とも相手に不正なことは決して行なわず，カルタゴ人は黄金の額が商品の価値に等しくなるまでは，黄金に手を触れず，住民もカルタゴ人が黄金を取るまでは，商品に手をつけない，という。

6. 『北海随筆』(続々群書類聚)

又文字なしといへども物毎に記憶するは縄を結び置或は木に刻を付置心覚とす。何年過ても此心覚わするゝ事なし。商船蝦夷地へ至りて勘定入事あればかの結びたる縄と刻ある木とを取出して去年の事をも審に弁ずるは結縄の意なるべし。

7. 『渡島筆記』(続々群書類聚)

只和人，山丹，オロコの賈人などゝ交易の事にいたりては貸借あり。書契といふことあらねは心記するに過す，……

8. 『新羅之記録』上巻

1550年

(天文)十九年六月二十三日，河北郡松山の屋形尋季の嫡男安東太舜^{きよすえ}季朝臣此国を見んと欲し渡来し給ふ。之を東公の嶋渡と謂ふなり。……至^{しかのみならず}若^{ハシ}勢田内の波志多^{ハシ}犬を召寄せ上之國天河の郡内に居へ置きて西夷の尹^{いん}と為し，亦志利内の知^{シリウチ}蔣多^{チコモタイン}犬を以て東夷の尹と為し，夷狄の商船往還の法度を定む。故に諸国より来れる商賈をして年俸を出さしめ，其内を配分して両酋長に賚ふ。之を夷役と謂ふ。而る後西より来る狄の商船は必ず天河の沖にて帆を下げ休んで一礼を為して往還し，東より来る夷の商船は必ず志利内の沖にて帆を下げ休んで一礼を為して往還する事，偏に季広朝臣を愆愆せしむる処なり。

9. 蠣崎敏 『松風夷談』「戸井村岡部館の古蹟と其發掘物の事」(函館市中央図書館蔵)

文政四年，箱館ノ東ニトイト云フ処ニテ古銭掘出シ洗ヒミカキ候処，文字分リ，大觀通寶・開元・永樂・洪武銭ノヨシ。依右蝦夷地住居ノモノヨリ公儀工申立ニ付御調子コレアリ候処，凡六十二貫餘有之候由。其外水晶・朱砂ノ類百品餘モ掘出候ヨシ。右トイト申処ニ岡部澗ト申小舟ノカヽリノ處コレアリ。陸ニ岡部館トイフ處コレアリ。右ノ処ニ石碑アリ。公辺御役人中ヨリ右石碑石摺リニ申付ラレ，摺候工共，文字駈ト相分リ申サス。右石摺ノ内ニ「岡部六弥太六代孫岡部六左衛門尉季澄」ト云名ノ所口斗リ顯然ト分リ候由。昔ヨリ此辺ノ沢ニ折節光リ物度々コレアリ。其所ノ人ニテモ近邊工行キ見ルコト昔ヨリ禁シ候由。右ノ辺ヨリ石櫃六尺四方有之品一個掘出シ候。右ノ内八見申サズ由。内ニ八如何ナルモノ有之候ヤ，外ニ沙汰之レナク，公辺御評議次第被仰出之レ有リヘク由，松前ヨリ申来。依テ記置。